

宮古島市長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

名護市長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

石垣市長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成5年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

竹富町長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成5年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

与那国町長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成5年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

那覇市長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成6年4月2日から平成8年4月1日及び平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

浦添市長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成7年4月2日から平成8年4月1日及び平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

糸満市長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成7年4月2日から平成8年4月1日及び平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

豊見城市長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成7年4月2日から平成8年4月1日及び平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

八重瀬町長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成6年4月2日から平成8年4月1日及び平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

南城市長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成6年4月2日から平成8年4月1日及び平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

与那原町長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性和自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成6年4月2日から平成8年4月1日及び平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎

防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

南風原町長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成6年4月2日から平成8年4月1日及び平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

国頭町長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

大宜味町長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお祈り申し上げます。

東村長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

今帰仁村長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

本部町長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

恩納村長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

宜野座村長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

金武町長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

伊江村長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

伊平屋村長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

伊是名村長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体等での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

うるま市長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体（生年月日順）での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

宜野湾市長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体（生年月日順）での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎

防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

沖縄市長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体（生年月日順）での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

読谷村長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体（生年月日順）での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

嘉手納町長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体（生年月日順）での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

北谷町長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体（生年月日順）での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

北中城村長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体（生年月日順）での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎

防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

中城村長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体（生年月日順）での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷

西原町長 殿

自衛隊沖縄地方協力本部長

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出
について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（平成26年4月17日付防人育第5451号）を防衛大臣から発出し、その内容については、各都道府県知事から市区町村長宛てに周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

出生の年月日が平成1年4月2日から平成10年4月1日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体（生年月日順）での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提供いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料（募集対象者情報提供要請文）

2015年9月2日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
防衛省提供資料を山本太郎事務所において両面印刷